

平成 30 年 9 月 13 日改訂

千葉県立浦安南高等学校
いじめ防止基本方針

1 いじめに対する基本的な考え方

(1) いじめの定義

いじめとは、「生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

【いじめ防止対策推進法第2条第1項、千葉県いじめ防止対策推進条例第2条】

(2) いじめ防止のための基本理念

- ① いじめ防止の対策は、いじめが全ての生徒に関係する問題であることを念頭に、生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを目指して行われなければならない。
- ② いじめの防止等のための対策は、全ての生徒がいじめを行わず、及び他の生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが生徒の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めることを目指して行われなければならない。
- ③ いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた生徒の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、地域、保護者及びその他の関係機関と連携し、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

【いじめ防止対策推進法第3条、千葉県いじめ防止対策推進条例第3条】

(3) いじめ防止へ向けての基本姿勢

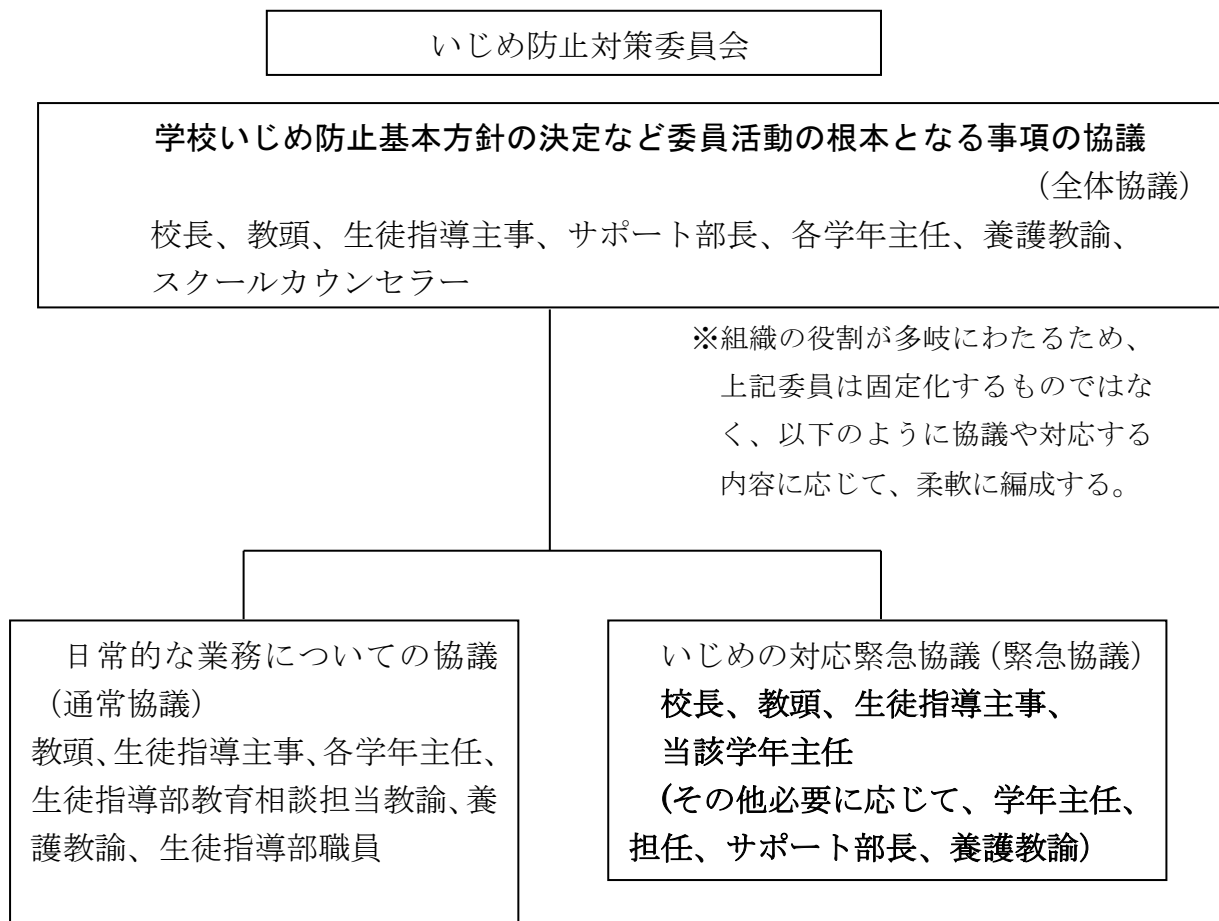
本校及び本校の教職員は、生徒、生徒の保護者、地域住民、その他の関係機関との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、生徒がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

【いじめ防止対策推進法第8条、千葉県いじめ防止対策推進条例第3条】

2 学校いじめ対策組織

いじめ防止のための組織として「いじめ防止対策委員会」を設置する。

(1) 組織図



(2) 役割

- ① 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う。
- ② いじめの相談・通報の窓口となる。
- ③ いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う。
- ④ いじめの発見、関係生徒の指導・支援、保護者との連携を組織的に実行する。

【いじめ防止対策推進法第22条、千葉県いじめ防止対策推進条例第8条】

3 未然防止

学校職員は、「いじめは、いつ何処にでも起こり得る」という認識をもち、未然防止に取り組むことが最も重要である。そのために、互いに好ましい人間関係を築き、豊かな心を育成し、「いじめを生み出さない環境づくり」に取り組むことが不可欠である。生徒の実態、地域等の実情等を把握して、年間を通して予防的な取組を計画・実施していく。

- (1) 生徒が、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行い、集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、いたずらにストレスにとらわれることなく、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくる。
- (2) 「わかる授業」や道徳の授業を通して、生徒一人ひとりに自己存在感を高めさせるなど、授業の時間をいじめ防止の意識改革に有効に使う。
- (3) 「命を大切にするキャンペーン」や道徳の映像教材などを活用し、生徒が自らいじめに関する問題を主体的かつ真剣に考えることのできる取組を行う。
- (4) 教職員の言動によりいじめを誘発、助長、黙認することがないように注意を払う。
- (5) 人権教育、特別活動、学年集会等を通して、生徒や保護者にいじめ防止に関する活動を啓発する。
- (6) 行政等の関係機関と連携し、インターネットを通じて行われるいじめを含め、いじめについて生徒及び保護者への啓発を行うとともに教職員研修の充実を図る。
- (7) スクールカウンセラーの活用等、教育相談体制を整備するとともに相談窓口の周知徹底を図る。

【いじめ防止対策推進法第15・19条、

千葉県いじめ防止対策推進条例第8・9・14・16・17条】

4 早期発見

いじめは、早期発見が早期解決への近道である。そのためには、日頃から教職員と生徒の信頼関係を深めておくことが重要である。また、いじめは教職員や大人も気づきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、判断しにくい形で行われ、潜在化しやすいことを認識し、些細な兆候を敏感に察知し、積極的にいじめを認知する姿勢をもって対応する。

- (1) アンケート（5月、10月、2月）、教育相談、個別面談、生徒の観察等を活用して状況の把握に努める。
- (2) 保護者面談（6月、11月）及び家庭への連絡等により保護者と情報

を共有する。

- (3) ネットパトロール等の関係機関と連携し、インターネットを通じて行われるいじめの把握に努める。

【いじめ防止対策推進法第16条、千葉県いじめ防止対策推進条例第8・14・17条】

5 相談・通報

いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応し、被害生徒を守り通すとともに、加害生徒に対しては、当該生徒の人格の成長を目指して、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。これらの対応については、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関との連携の下に行う。また、教職員は日頃から生徒がいじめについて相談・通報しやすい環境づくりに努める。

(1) 校内窓口

いじめ相談・通報窓口

教頭・生徒指導部長・サポート部長・学年主任・担任・養護教諭

(2) 外部窓口

千葉県子どもと親のサポートセンター	24時間いじめ相談
フリーダイヤル	0120-415-446

子ども人権110番（法務省）	月曜～金曜	8:30～17:15
	フリーダイヤル	0120-007-110

(3) 啓発活動

いじめ防止啓発強化月間（毎年4月）において、いじめ防止に向けた啓発活動を特に強化して行う。

6 対応

- (1) 組織図の体制に沿って報告・連絡する

- (2) いじめが疑われるときは、速やかに調査を行い、事実の有無を確認する。この際、いじめられた生徒から十分に聴き取り調査をし、また在籍生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行う。いじめられた生徒や情報を提供してくれた生徒を守ることを最優先とし、加害生徒が被害者や通報者に圧力をかけることのないように注意する。

- (3) 調査結果について、被害側とされる生徒及び保護者へ情報提供を行うとともに、いじめの事実が確認される場合は、加害側の生徒及び保護者へいじめの事実を通知する。

7 指導

- (1) いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた生徒・保護者に対する支援（スクールカウンセラーの活用等）と、いじめを行った生徒への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- (2) 本校の生徒がいじめを行っている場合であって教育上必要があると認められるときは、適切に、当該生徒に対して特別指導若しくは学校教育法第十一条の規定に基づき懲戒を加えるものとする。
- (3) いじめの加害者・被害者だけでなく、「観衆」「傍観者」としての立場にある生徒に対しても適切な指導を行う。

【いじめ防止対策推進法第23・25条、
千葉県いじめ防止対策推進条例第3・4・8・15条】

8 重大事態への対処

(1) 重大事態の定義

- ① いじめにより本校の生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ② いじめにより本校生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

(2) 重大事態への対応

- ① 別添の「いじめへの組織対応の流れ」に沿って対処を行う。
- ② 調査の結果は、直ちに校長へ報告する。
- ③ 事実確認をふまえ、校長は、県教育委員会へ報告する。第一報後、改めて文書で報告を行う。

[第一報連絡先 教育振興部学校安全保健課 学校危機管理担当]

勤務時間内 043-223-4090

勤務時間外 080-1260-9747

080-1028-0989

080-2049-0364

- ④ 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、県教育委員会及び所轄警察署と連携して対処する。

【いじめ防止対策推進法第23・28条、
千葉県いじめ防止対策推進条例第8・21・22条】

9 公表・点検・評価

- (1) 本いじめ基本方針は、本校ホームページで公表する。
- (2) 年度毎にいじめ問題への取組を評価するとともに必要に応じて本いじめ基本方針の見直しを行う。
- (3) 学校評価の中で、いじめ問題への取組についても評価を行う。

【千葉県いじめ防止対策推進条例第 12 条】

いじめへの組織対応の流れ

